

「熊本都市圏連絡道路経済効果等検討会」設置要綱

（名称）

第 1 条 この会議は、熊本都市圏連絡道路経済効果等検討会（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 検討会は、「熊本県新広域道路交通計画」（令和 3 年 6 月策定）において掲げられた「10 分・20 分構想」に関し、その実現が熊本県及び九州全体へ与える様々な経済効果等を調査するとともに、地域の機運醸成に寄与することを目的とする。

（組織・運営）

第 3 条 検討会は、別紙 1 に掲げる者をもって構成する。なお、必要に応じて、検討会の承諾を得て構成員を追加することができる。

2 検討会に座長を置き、構成員の互選により選出する。

3 座長は、検討会を代表し、会務を総括する。

4 座長は、必要に応じて、検討会を招集し、その運営、進行にあたるものとする。

5 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。

6 検討会には、構成員の代理者の出席を認める。

7 座長は、必要に応じて、構成員以外の者に出席を要請し、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（構成員の責務）

第 4 条 構成員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

2 構成員の任期は、1 年とするが、再任されることができる。

3 構成員は、直接又は間接を問わず、特定の利害関係者の意見を代弁してはならない。

4 構成員は、本検討会で知り得た情報を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。ただし、熊本県及び熊本市が、公表した情報又は認めた場合については、この限りでない。

（事務局）

第 5 条 検討会の庶務を処理するため、事務局を熊本県土木部道路都市局道路整備課及び熊本市都市建設局土木部道路計画課に置く。

事務局は、会議の円滑な運営にあたりとともに、議事録を整理するものとする。

（要綱の改正）

第 6 条 本要綱の改正は、検討会の決議によらなければならない。

（雑則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年（2021 年）11 月 5 日から施行する。

熊本都市圏連絡道路経済効果等検討会 構成員

所属・役職	氏名
熊本商工会議所副会頭	古庄 忠信
熊本経済同友会副代表幹事	野々口 弘基
熊本大学くまもと水循環・減災研究教育センター 准教授	円山 琢也
東海大学 経営学部観光ビジネス学科教授	小林 寛子
熊本日日新聞社 編集局次長	清田 幸子

事務局	熊本県 土木部 道路都市局 道路整備課
	熊本市 都市建設局 土木部 道路計画課